



金属労協政策レポート

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協／IMF-JC）
 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階
 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.imf-jc.or.jp>
 編集兼発行人 團野 久茂

2007.5.17 **号外**

2007年版 金属労協の「政策・制度要求」を踏まえた 地方における政策・制度活動の展開に向けた素材提供について

2007年4月26日

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協／IMF-JC）

金属労協はこれまで、民間産業に働くものの観点、わが国の基幹産業たるものづくり産業に働くものの観点、なかでもその中心たる金属産業に働くものの観点に立った政策・制度要求を毎年、策定してきましたが、2006年以降は、「2年サイクル」でとりまとめを行うことにしました。中間年については、時々の重点課題の明確化を図り、個々の政策の一層の深掘りを行うとともに、実現に向けた諸活動、すなわち政府・政党に対する要請活動や連合の政策に反映させるための働きかけなどをさらに強力に推進していくことにしています。

従って2007年については、2006年に策定した「金属労協政策・制度要求」で打ち出した、

○経済のグローバル化・市場経済化のなかで、わが国金属産業が引き続き世界市場をリードしていくための環境づくり

○生命の安全に対する地球規模での脅威をくい止めるための政策としての、実効性ある地球温暖化対策・施策の推進

○超少子高齢化のなかで、引き続き国民の豊かさを実現していくために、国全体の生産性向上を図る構造改革の3分野にわたる政策・制度要求について、引き続きその実現をめざし、取り組みを展開していくことにしました。とりわけ、民間・ものづくり・金属産業の将来と、そこで働く勤労者の生活を左右する重要な課題、この1年間の状況の変化に対応すべき時事的な課題については、さらに補強し、重点的な取り組みを行っていくこととしています。

金属労協の「政策・制度要求」の具体的な項目のなかには、地方が密接に関わり、また地方が主軸となって展開すべきものも多く含まれています。

地方では、その地方における事情を反映した政策・制度の活動がまず第一に重要ですが、それとともに、金属労協の掲げる政策・制度課題に関しても、金属労協の地方ブロックと地方連合・金属部門連絡会などの金属組織とが連携を図り、その実現に向け活動を展開していくということも、大きな意義を持つものといえます。

金属労協の「政策・制度要求」のうち、地方に密接に関わるものとしては、以下に例示するような項目が想定されます。各地方においては、政策・制度に関する議論を進めるなかで、これらの項目をメニューとして検討をいただき、地方の実情に照らして、取り組みが有効と考えられる場合には、例えば、「民間産業・ものづくり産業・金属産業」の立場から、地方連合に対して働きかけを行い、連合内の他の労働組合と意見交換・情報交換を深め、また組織内地方議員のみなさんと連携を図りながら、地方公共団体や政党に対する要請活動を行い、さらに経営者団体やその他関連組織に対して理解促進活動を行うなど、実現に向けた活動を展開していくよう、お願いいたします。

具体的な取り組みメニュー例

<ものづくり教育の強化と機会の拡充など>

◎地域の小学校・中学校・高等学校の「総合的な学習の時間」において、実践的な「ものづくり教育」が行われているかどうかチェックし、不十分な場合にはその促進を図る。また「総合的な学習の時間」に限らず、あらゆる教科を通じて、子どもたちのものづくりへの興味を引き出すよう、具体的なアイデアを提供し、実施されるよう働きかける。このため、会社・地域の経営者団体などとも連携し、「ものづくり教育」の支援体制を確立する。

具体的な取り組み

- 「総合的な学習の時間」の中身について状況の掌握。(2003年度の全国平均で、ものづくりは小学5年生で年間0.4時間、中学2年生は1.9時間にすぎない)
- あらゆる教科を通じて、子どもたちのものづくりへの興味を引き出すような教育内容について、具体的なアイデア、機会、素材を学校、教育委員会などに提供。
- 地方公共団体、教職員の組合への働きかけ。
- 会社・経営者団体との連携。

◎地域において、学校、児童館、公民館、生涯学習センターなどで、現在実施されている課外活動としての「ものづくり教室」の実施状況をチェックする。夏休みの期間だけになっていないか、保護者同伴でなくとも参加できるか、などもチェックする。

放課後子どもプラン（放課後子ども教室、および放課後児童クラブ＝学童保育）などの活動において、あるいは児童館・公民館などの公共施設を活用し、親、技術・技能者、そのOB、教員、指導員など、地域社会が共同して小学生の「ものづくり教室」にあたるようなシステムを構築するよう、関係方面に働きかける。また、こうした「ものづくり教室」を、労働組合が中心となって実施できるよう検討する。

具体的な取り組み

- 地域における「ものづくり教室」、実験教室などの実施状況の掌握。
- 地方公共団体、公務員・教職員の組合、会社・経営者団体への働きかけ。
- 労働組合が中心となった「ものづくり教室」の実施。

◎教員の長期職業経験実習について、ものづくり産業の現場における実習が活発に行われているかどうかチェックし、不十分な場合にはその促進を図る。また会社・地域の経営者団体に対しても、その受け入れ拡大を呼びかける。

具体的な取り組み

- 地域における教員の長期職業経験実習の実施数、実施内容について掌握。
- 地方公共団体、教職員の組合、会社・経営者団体への働きかけ。

<若年者トライアル雇用の活用促進>

◎高い就労意欲を持ち、安定した職に就くことを強く希望しているが、経済的・時間的な余裕がなく、それを実現できない状況にある若年者（フリーター、スポット派遣労働者など）が、一定期間の試用雇用を通じて、受け入れ先での正社員としての就職をめざす「若年者トライアル雇用」制度を活用できるよう、地方公共団体に対し、条件整備を求めていく。

具体的には、地方公共団体による借り上げ住宅の制度や、生活福祉資金による生活資金貸付の枠組みを拡大させ、こうした若年者に対する当面の生活支援が実施できるようにしていく。

ものづくり産業にかかわる会社・経営者団体に対しても、「若年者トライアル雇用」制度の積極的な活用を求めていく。

なお、金属労協の主張している「若年者トライアル雇用」の拡充策は、別表のとおり。

具体的な取り組み

- 地域における若年者雇用の状況、スポット派遣労働者や、ネットカフェ、まんが喫茶などに寝泊りしている人々に関する実態の掌握。
- 地域における借り上げ住宅制度、生活福祉資金の貸付制度などのチェック。
- 地方公共団体、会社・経営者団体への働きかけ。
- 関連するNPOとの連携。

<現行の「若年者トライアル雇用」と、制度拡充後のイメージ>

	現行の「若年者トライアル雇用」	拡充後のイメージ
事業主体	国	国、地方公共団体、NPO
目的	事業主がフリーター等の若者を一定期間試用雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、試用雇用後の常用雇用への移行を図る。	
雇用先	制限なし	
対象者	フリーター等若者	ハローワークへ求職登録を行っている若年求職者のほか、高い就労意欲を持ち、安定した職に就くことを強く希望しているが、経済的・時間的な余裕がないなかで、それを実現できない状況にある若年者。（フリーター、スポット派遣労働者など）
年齢制限	35歳未満	
手続き機関	ハローワーク	
制度紹介手法	ハローワークへ求職登録を行っている若年求職者に紹介	【若者へ】左記に加え、地方公共団体・ハローワーク職員やNPOが対象となる若者に巡回し、周知・紹介・手続き支援。 【事業主へ】中小企業におけるものづくり現場など、特に若手人材不足の事業主に対し、地域の経営者団体等を通じて制度の周知徹底。
求人票記載	「トライアル雇用」	
試用雇用期間	3カ月	原則3カ月以内 (職種により柔軟に期間を設定)
事業主への奨励金	対象者1人1カ月につき40,000円の奨励金を最大3カ月支給。(財源：雇用保険三事業)	対象者1人1カ月につき50,000円の奨励金を試用雇用期間中。(財源：雇用保険三事業)
事業主による計画書の提出	「トライアル雇用実施計画書」(指導・訓練内容、常用雇用への移行要件)の提出。	「トライアル雇用実施計画書」(指導・訓練内容、常用雇用への移行要件)の提出。
対象者への生活支援(住居・生活資金)	(なし)	【対象者への住居支援】 地方公共団体による借り上げ住宅の準備。試用雇用期間中の入居者負担額は月3千円程度とし、常用雇用移行後は随時退去。(例：東京都によるホームレス自立支援) 【生活補助金の貸付】 最初の賃金が支払われるまでの間、地方公共団体による必要な生活資金の貸付を行う。(例：「生活福祉資金」の活用)

<保育・学童保育の拡充>

◎質量両面における保育の拡充を図るため、地方公共団体に対し、小学校内への保育所の併設を求めていく。放課後児童クラブについても、小学校内への併設を促進する。保育所ならびに放課後児童クラブの開所時間については、児童が帰宅後、食事時間、睡眠時間などを十分に確保できることを基本としつつ、回数規制と適正な保育料との組み合わせにより、保護者の突発的な事情に対応可能な柔軟な制度とするよう関係方面に求めていく。これらの政策の推進に関し、公務員の組合、教職員の組合と意見交換を深めていく。

具体的な取り組み

- 保育所・放課後児童クラブの状況の掌握。
- 地方公共団体への働きかけ。
- 公務員・教職員の組合との意見交換。

<外国人労働者問題への対応>

◎日系人労働者については、帰国を前提とせず、むしろ日本での定着を想定して受け入れ体制を整備し、日本語教育や子女教育の徹底、住宅の確保などの施策を強化するよう、地方公共団体に求めていく。

具体的な取り組み

- 外国人労働者の状況の掌握。
- 地方公共団体への働きかけ。
- 公務員・教職員の組合との意見交換。

◎外国人、日本人を問わず、いわゆる偽装請負を根絶するなかで、低賃金、長時間労働、過酷な職場環境といった状況の解消を図るべく、直接雇用への切り替えを促進するよう、地方公共団体、地域の経営者団体と意見交換を行っていく。

具体的な取り組み

- 地方公共団体・経営者団体との意見交換。

◎外国人研修生・技能実習生については、わが国の技術・技能を発展途上国に移転し、「人づくり」に寄与するという本来の趣旨が機能するよう、不正な手続きや運用、人権侵害や法令違反が行われないよう、受け入れ機関（商工会議所、協同組合等）と情報交換を行うとともに、地方公共団体と協力してチェック活動を行っていく。

具体的な取り組み

- 外国人研修生・技能実習生の状況の掌握。
- JITCO（国際研修協力機構）駐在事務所との情報交換。
- 地方公共団体への働きかけ。
- 外国人研修生・技能実習生受け入れ機関との意見交換。

<地球温暖化防止への取り組み>

◎地域においては、団体・個人による「チーム・マイナス6%」の取り組みや、各地域での温室効果ガスの削減目標を定めた「地球温暖化対策地域計画」の策定に加え、地球温暖化防止への取り組みの一環として、地球温暖化防止のためのCO₂排出削減効果、夕方の明るい時間を通じた健康的な生活習慣の確立、地域社会とのふれあい機会の増加など、省エネと新たなライフスタイルの確立に寄与する「サマータイム制度」について、組織内での理解促進を図るとともに、地方公共団体への働きかけ、他組織との意見交換などを行いながら、地域における意識喚起を図る。また、地域において、試行実験が行われる際には、労働組合としても積極的に協力する。

具体的な取り組み

- 地方連合内での理解促進の取り組み、金属以外の組合との意見交換。
- 地方公共団体への働きかけ。
- 試行実験への協力。

<地方における行政改革>

◎地方公共団体について、行っている事務・事業全体に関して、無駄なものを排除し、本当に行うべきものに特化し、効率化を図るため、

- 本当に必要かどうか。
- どの程度行うことが必要なのか。
- 地方公共団体として行う必要があるのか。
- 県と市町村のどちらが行うべきか。

という観点から全面的に「仕分け」を実施し、必要ないものは廃止、地方公共団体として行う必要のないものは、民間に委ね、あるいは民営化し、地方公共団体が行う場合も、可能な限り住民により近くに位置する市町村において実施するよう求めていく。仕分けの実施に際しては、

- 事務・事業の仕分けについては、当該事務・事業の直接の関係者ではない者の観点から、実施されるようにしていく。
- 本当に必要なことが合意された事務・事業のみ、引き続き実施するようしていく。
- 事務・事業の「仕分け」の結果を、政策や予算に反映させることはもちろん、組織再編にも反映させる。

ことなどを提案する。

具体的な取り組み

- すでに「仕分け」を行っている地方公共団体の事例研究。(民間シンクタンク「構想日本」のホームページで確認できる)
- 地方公共団体への働きかけ。
- 公務員の組合との意見交換。

◎市場化テスト(官民競争入札、民間競争入札)が導入されていない地方公共団体については、その早期本格的導入に向け、検討の加速化を求めていく。

市場化テストの実施にあたり設置される「合議制の機関」については、「積極的・能動的な審議」が行われているかどうかチェックし、問題点があれば、地方公共団体に対し意見を表明していく。

入札参加者の資格が過度に制限され、事実上、競争が阻害されている場合には、地方公共団体に改善を求める。

市場化テストの実施による費用削減効果、事業実績について、わかりやすく公表されているかどうかをチェックし、わかりにくい場合にはその改善を求めていく。

具体的な取り組み

- 市場化テストの実施状況および実績、その公表状況の掌握。
- 地方公共団体への働きかけ。
- 公務員の組合との意見交換。

◎地方公共団体の行う公共事業において、地方公共団体が、政府の「公共事業コスト構造改革プログラム」を参考に、積極的に公共事業コスト構造改革に取り組んでいるかチェックし、

- 一般競争入札による調達を原則とし、1,000万円以上の公共工事については、必ず一般競争入札とするようにする。郵便入札・電子入札を原則とする。
- 損保や銀行などの金融機関が、公共工事の入札参加を希望する建設会社の財務内容を審査し、問題がなければ建設会社が落札した場合の契約の履行を保証する「入札ボンド」を発行し、建設業者はそれを発注者に提出するという、「入札ボンド制度」を広く活用する。
- 民間企業より、入札段階で施工方法などの技術提案を受けつける入札時VE（バリュー・エンジニアリング）方式、施工段階で施工方法などの技術提案を受けつける契約後VE方式、設計・施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の一層の活用を図る。
- 積算については、民間の類似の工事価格、他の工事の事例などを反映した適正な予定価格が形成されるようにしていく。
- 建設費、補修・管理費をおさえ、利用者の利便性を向上させる合理的な設計を行っていく。
- 応札者にはSR（社会的責任）報告書の提出を求め、評価基準の対象とする。
- 元請業者が落札後、速やかに下請業者と適正な契約書を取り交わすよう指導し、その提出を義務づける。

ことを提案していく。

具体的な取り組み

- 地方公共団体における公共工事入札制度の掌握。
- 地方公共団体への働きかけ。
- 公務員の組合との意見交換。